

新庁舎建設に関する検討結果報告書

平成 18 年 11 月 30 日

四万十市庁舎建設検討協議会

目 次

新庁舎建設に関する検討結果について（報告）	1
はじめに	1
1 配置計画について	1
2 平面計画について	1
3 立面計画について	2
4 建設コストについて	2
5 図書館について	2
6 その他	3
終わりに	3
参考資料	
四万十市庁舎建設検討協議会開催経過	4
四万十市庁舎建設検討協議会設置規程	6
四万十市庁舎建設検討協議会委員名簿	7

新庁舎建設に関する検討結果について（報告）

はじめに

当協議会は、平成 18 年 6 月 13 日付けで、市長より基本計画・基本設計等による現計画を策定したことに伴い、実施設計に向けての提言、助言を求められました。以来 5 回にわたって会議を開くほか、本市と規模が類似する愛媛県東温市及び香川県さぬき市の視察を行う等検討を重ねてきました。

市庁舎は全国各地域において、様々な形やデザインの建物が建設されていますが、最も重要なことは、市民に対する行政サービスの本拠地となり得るものでなければならないものであると考えます。

新庁舎建設にあたっては、この報告書を尊重され市庁舎が市民サービスの中心的役割を担うものであることはもとより、非常時の防災拠点としての機能や情報ネットワークを活用した各種情報発信基地としての機能、市民の行政参画を促進する場所等、四万十市が直面する課題や将来的な住民ニーズに応える拠点施設としての役割を果たすことができるものとなるよう要望します。

1 配置計画について

庁舎及び駐車場の配置については、用地拡張部分も含め限られた敷地内に立地しなければならないという制約がある中で、基本設計に示されている庁舎、駐車場等の配置は有効な敷地利用がなされ、全体的なバランスがとれたものとなっており評価できるものである。

その他の意見としては次のとおりである。

近い将来訪れるものと想定される次の市町村合併を考慮し、可能な限り駐車場スペースを広くとること。また、職員通勤車両の駐車はできるだけ外部へ駐車することとし、来庁者分のスペースを十分に確保するとともに、大型バスも併用して駐車できる配置を検討すること。

災害時の一時避難場所としている広場スペースは、植栽を施す等によって、通常時は市民の憩いの場として利用できるように考慮すること。

歩行者用アプローチとして新設する西側出入口は、その勾配を緩やかに設計する等、高齢化社会に対応できるものとする。

2 平面計画について

地下に公用車駐車場、1階に市民の利用が最も多い窓口業務を持つ課を全て配置し、執務室の基準階である4階以上は各執務室が南側に面して配置されており、自然採光や空調機能の効率化なども考慮した全体的にバランスのとれた平面計画になっており評価できる。

その他の意見としては次のとおりである。

公用車地下駐車場は、将来の保有台数を見通したうえ必要最小面積分を確保すること。また、換気設備機械室部分の面積等についても同様の検討を行うこと。

庁舎1階部分に市民が集うことができる待合的なスペースの設置を検討すること。

来庁者にとって、誰でも分かりやすく利用しやすい庁舎とするため、適切に案内表示を設置すること。

乳幼児を連れた方や身体の不自由な方が、安心して気軽に利用することができる環境づくりとして、車椅子やベビーカー等を設置するとともに、授乳室の設置についても検討すること。

喫煙スペースを設ける場合は、健康増進法の趣旨に基づき非喫煙者の健康保護に配慮した施設とすること。

3 立面計画について

庁舎の外観は、市の象徴として市民に親しまれる機能美に溢れたシンプルなデザインとし、本市が持ち続けてきた「土佐の小京都」としての中心地域に位置するシンボリックな建築物としてふさわしいものとする必要がある。

4 建設コストについて

策定している基本設計において、建物建設費として附属棟、外構工事等含め 32 億円相当が見込まれているが、現在四万十市がおかれている厳しい財政状況を勘案したときに、果たして必要かつ適正な経費であるかについて検討を行った。

また、今回、四万十市と同程度規模の自治体として愛媛県東温市、香川県さぬき市を現地視察した結果に基づき建設費用の比較を行うと次のようになった。

- ・愛媛県東温市 事業費 2,624,913 千円 ÷ 延べ面積 7,574 m² = 346,568 円 / m²
- ・香川県さぬき市 事業費 2,512,000 千円 ÷ 延べ面積 8,333 m² = 301,452 円 / m²
- ・四万十市 事業費 3,172,409 千円 ÷ 延べ面積 10,406 m² = 304,863 円 / m²

以上のことなどにより総合的に判断して、建設費については妥当な価格であると考えます。

そのうえで、節減できる部分は節減を図ることはもとより、長期的に考えた場合、単に建設単価を低く抑えるだけでなく、建物の基本となる重要な部分にはあまり投資を惜しまず、庁舎としての機能が十分発揮できる施設とするため、適切な投資を行うよう要望する。

5 図書館について

現在の図書館は昭和 44 年に建築され、築後 37 年が経過している。一般的な基準からみると後 13 年間の耐用期間が残存している施設といえるが、現状は以下のような問題点を抱えている。

現在の図書館は手狭なうえ、市民の需要に応える蔵書能力や図書サービス機能が十分に確保されておらず、また、身体の不自由な方や高齢者が利用しやすい構造となっていないこと。

旧耐震基準による建築物であるうえ、建物の特殊な構造上からも南海地震に対する耐震性に大きな不安があること。

新庁舎を敷地内で改築する場合、図書館が現位置にあることにより有効な敷地利用が図れず適正な平面配置ができなくなること。

現図書館が老朽化したときの改築後の設置場所についても、市街地の中心地域である現位置に建替えた方が、市民の利便性や市街地の活性化を考慮した場合最適地といえること。

よって、次の大規模地震への早急な対応や、図書サービスの中核となる生涯学習拠点施設として機能充実を図っていくためには、合併特例債や他の国庫補助事業の適用を受けることができるこのタイミングを捉え、新庁舎と併せて改築することが、長期的、総合的にみた場合、より経費節減が図られる有効な手法であると判断される。

6 その他

新庁舎への移転には市民サービスに支障をきたすことのないよう移転の時期、期間や方法などについて十分な検討を行うこと。

書類管理方法、収納を適正に行えるルール（情報公開制度）に沿って、新庁舎の移転時期までに、現在保有している資料について適正な整理、処分を行うよう検討すること。

終わりに

新庁舎建設に向け、市が策定した基本設計等について協議、検討した結果は以上のとおりであるが、基本計画で明示しているように庁舎を建設するにあたっては、より質の高い市民サービスを提供していくための中心的施設であることを念頭に置き、安全性、機能性、快適性、耐久性及びユニバーサルデザインや地球環境への影響等を考慮した先進性を見越したものであることが必要である。

また、一方では厳しい状況にある市財政に与える影響についても十分配慮し、バランスのとれた事業とすることが大切であると考えます。新庁舎建設にあたっては、当初の建設費用だけでなく、長期にわたる維持管理・運営管理も考慮した費用対効果にも十分配慮して建設するよう要望する。

平成18年11月30日

四万十市長 澤田 五十六 様

四万十市庁舎建設検討協議会

会 長 多和博嗣

参 考 资 料



四万十市庁舎建設検討協議会開催経過

- (1) **第1回検討協議会** … 平成18年6月13日(火) 委員10名出席
- 【会長・副会長選出】
- 当検討協議会会長に多和委員(四万十市中村地域区長会会長)、副会長に中尾委員(四万十市社会福祉協議会会長)を選出
- 【報告】
- 市庁舎建設関係の取り組みについて経過報告を行う。
- 【協議内容】
- 「協議会の検討事項及びスケジュール」について確認する。
- 「四万十市新庁舎の建設について」として基本構想、基本計画、基本設計等について説明し、協議を行なう。
- (2) **第2回検討協議会** … 平成18年7月31日(月) 委員9名出席(1名欠席)
- 【協議内容】
- 四万十市新庁舎の建設について
- 前回説明した、基本設計等について疑問点や意見を出し協議を行う。
- 先進地視察について
- 先進地視察として、8月31日～9月1日の日程で、本市と規模が類似する香川県さぬき市と岡山県井原市を視察することを提案
(岡山県井原市の都合で視察先は、愛媛県東温市及び香川県さぬき市で実施)
- (3) **第3回検討協議会(先進地視察)** … 平成18年8月31日～9月1日
- 委員・事務局他12名参加
- 愛媛県東温市(平成12年新築)及び香川県さぬき市(平成12年新築)を視察
- (4) **第4回検討協議会** … 平成18年10月12日(木) 委員9名出席(1名欠席)
- 【協議内容】
- 先進地視察の報告
- 平成18年8月31日～9月1日の日程で12名により行った、愛媛県東温市及び香川県さぬき市の視察結果について報告
- 四万十市新庁舎の建設について
- 基本設計における敷地の配置計画及び各階の平面計画について協議を行なう。
- (5) **第5回検討協議会** … 平成18年11月8日(水) 委員8名出席(2名欠席)
- 【協議内容】
- 基本設計等に対する意見等について

建設費及び図書館について協議を行なう。

市長に対する報告書（案）について

検討協議会として検討してきた内容を確認し、新庁舎建設に関する検討結果報告書（案）について協議を行う。

(6) **第6回検討協議会** … 平成18年11月28日（火） 委員9名出席（1名欠席）

【協議内容】

新庁舎建設に関する検討結果報告書（案）について協議を行なう。

四万十市庁舎建設検討協議会設置規程

(設置)

第1条 四万十市の庁舎建設を推進するに当たり、市民の意見や提案を反映させるため、四万十市庁舎建設検討協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 協議会は、庁舎建設のために市が策定する計画等について提言、助言等を行い、その結果をまとめ市長に報告する。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成18年1月16日訓令第1号)

この訓令は、平成18年1月16日から施行する。

四万十市庁舎建設検討協議会委員名簿

役 職	氏 名	団体名等
会 長	多 和 博 嗣	四万十市中村地域区長会会長
副会長	中 尾 幸 生	四万十市社会福祉協議会会長
委 員	佐 田 末 喜	中村商工会議所会頭
委 員	土 森 正 一	中村青年会議所理事長
委 員	佐 伯 豊 文	四万十市西土佐地域区長連絡協議会会長
委 員	山 本 澄 代	中村女性団体連絡協議会会長
委 員	藤 近 馨	四万十市観光協会会長
委 員	友 永 幸 雄	四万十市商店街振興組合連合会理事長
委 員	篠 田 アヤ子	西土佐連合婦人会副会長
委 員	上 村 賢 介	四万十市西土佐商工会青年部部长